

さいたま市産後ケア事業のご案内

産後は、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムが分からなかったり、お産と育児の疲れから心身ともに体調も不安定になったりしやすいものです。さいたま市では、出産後のお母さんと赤ちゃんの新生活を応援するため、「産後ケア事業」を実施しています。一人で悩まず経験豊富な助産師等のアドバイスを受けながら育児方法を学ぶことができる、産後ケア事業をぜひご利用ください。

★利用できる方★

産後ケア事業利用当日、さいたま市に住所があるお母さんと赤ちゃんで、次の①②いずれにも該当する方（医療行為が必要な方は利用できません）

- ① ご家族等から育児などの支援を十分に受けられない方（例：出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安）
- ② 産後に、心身の不調や育児不安などがある方（例：お産と育児の疲れから体調がよくない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムが分からないなど）

★ケアの内容★

- お母さんのケア（産後の健康管理、乳房ケアへの助言等）
- 赤ちゃんのケア（発育や発達の確認、体重増加や排泄の確認等）
- その他（授乳や沐浴等の相談・指導等）

※乳房マッサージ・実技を含む沐浴指導等は、
訪問型（早期）・デイサービス型・宿泊型のみで利用可能



★ケアの種類と利用料金★

訪問型

自宅でゆっくりケアを受けられます。
自分の家に合った育児アドバイスを希望する方にオススメです。

デイサービス型

日帰りでケアを希望する方にオススメです。

宿泊型

施設にお泊りしてケアを受けられます。
体がつかうく休息を希望する方にオススメです。

ケアの種類			訪問型		デイサービス型 (日帰り)	宿泊型
			早期	あんしん		
利用できる時期			生後28日以内 もしくは赤ちゃんの退院後2週間以内	概ね生後4か月未満まで ※産婦・新生児訪問利用後	※生後1歳未満まで ※施設により異なりますので、詳細は市ホームページ等でご確認ください。	
利用料金	課税世帯	減免あり	1,350円	220円	2,500円	4,300円 (1泊2日の場合8,600円)
		※自己負担額の減免は、7回中いつでも利用可。ただし、減免は5回まで。				
	減免なし	2,700円	450円	5,000円	6,800円 (1泊2日の場合13,600円)	
	非課税世帯 生活保護世帯	0円	0円	450円	900円 (1泊2日の場合1,800円)	
利用上限			1回の出産で「訪問型」「デイサービス型」「宿泊型」を通算して7回(日)まで利用可能。ただし、「訪問型」の利用は3回(日)まで。 例1：訪問型2回(早期1回+あんしん1回)+宿泊型1泊2日利用＝通算4回(日)利用⇒残3回(日)。ただし、訪問型は、あと1回のみ利用可能。 例2：訪問型3回(早期1回+あんしん2回)利用＝通算3回(日)利用⇒残4回(日)。ただし、デイサービス型・宿泊型のみ利用可能。			

※赤ちゃんがふたご・みつごなどの場合も金額は変わりません。

★利用までの流れ★

種類	早期（訪問型）	あんしん（訪問型）	デイサービス型	宿泊型
相談・申請 ↓	お住まいの区（さいたま市内里帰り先での利用をご希望の場合は里帰り先）のこども家庭センター（妊娠・出産包括支援担当）に相談・申請（サービス利用者が申請者となるように）をしてください。 サービス利用前の申請が必要です。 ※電子申請の他、窓口申請、郵送申請、FAX 申請ができます。「産後ケア事業利用申請書」に必要事項を記載しお申し込みください。窓口での申請の際は、母子健康手帳をご持参ください。※ 妊娠8か月(妊娠28週以降) から申請できます。			
利用決定 ↓	利用が承認されると、保健センターから「産後ケア事業利用承認通知書兼利用管理表」が届きます。			
日程調整等 ↓	産後ケア訪問員（助産師）から電話が入りますので、訪問日時・ケアの内容などをご確認ください。 ※妊娠中にご申請された場合は、 出産後、速やかに訪問を希望する区の こども家庭センター（妊娠・出産包括支援担当）へ 電話等で利用申し込みをしてください。 		利用希望施設に直接予約をしてください。 ※ご利用できる施設については、さいたま市ホームページ等でご覧いただけます。 ※オムツ・着替え・ミルク等の必要物品は各自でご用意ください（施設により必要物品が異なります。予約時に各施設にご確認ください）。 ※送迎はありません。 ※利用日の前日17時までにキャンセルのご連絡がない場合は、キャンセル料が発生しますご注意ください。	
産後ケアの利用	産後ケア訪問員（助産師）が訪問し、ケアを行います。		利用日に施設へ行き、ケアを利用してください。	
利用料の支払い	産後ケア訪問員に直接お支払いください。		施設に直接お支払いください。	
注意事項	※産後ケア事業利用時に、お母さん・お子さん・ご家族のいずれかに、発熱やせきなど感染性疾患の症状がある場合、または感染の疑いがある場合などには、利用をお断りすることがあります。 ※「産後ケア事業利用承認通知書兼利用管理表」は、産後ケア利用時に毎回提示いただく必要がありますので、大切に保管してください。			

★詳しくは、さいたま市ホームページ（産後ケア事業のご案内）をご覧ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/011/sangocaregigyo.html>



★申請窓口・お問い合わせ先：各区こども家庭センター（妊娠・出産包括支援担当）★

西区	TEL 620-2705 FAX 620-2769	中央区	TEL 840-6112 FAX 840-6115	南区	TEL 844-7202 FAX 844-7279
北区	TEL 669-6102 FAX 669-6169	桜区	TEL 856-6202 FAX 856-6279	緑区	TEL 712-1201 FAX 712-1279
大宮区	TEL 646-3130 FAX 646-3169	浦和区	TEL 824-5000 FAX 825-7405	岩槻区	TEL 790-0223 FAX 790-0259
見沼区	TEL 681-6100 FAX 681-6169	さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 母子保健課 すこやか支援係 TEL:829-1588 FAX:829-1960			

産後ケア事業の利用について悩んだら、お住まいの区のこども家庭センター（妊娠・出産包括支援担当）へお気軽にご相談ください。

（例：産後ケア事業を利用してよいかわからない、利用の仕方がわからないなど）